

森林経営管理J-クレジット創出支援事業

# 長野県 J-クレジット創出支援マニュアル

森林経営管理制度市町村支援マニュアルⅤ

令和5年（2023年）3月  
長野県林務部  
森林経営管理支援センター



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ



# 知りたい・確認したいページ (マニュアルの検索)

マニュアルの  
目的は？

マニュアルの作成  
“2050ゼロカーボン”の実現に向けて



マニュアルの適用範囲



林野庁のハンドブック  
も読んでね📖

適用範囲と留意点  
必ず読んでね

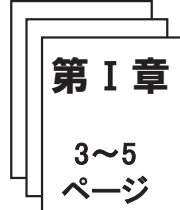


## Jークレジット制度

Jークレジット  
制度？



制度全般について  
知りたいとき



用語を理解しましょう！

Jークレジット制度  
の用語は難しい  
(・・)



Jークレジット制度の  
メリットは？



長野県地球温暖化対策条例  
に使えるよ！



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです



長野県内でも  
メリットあるの？



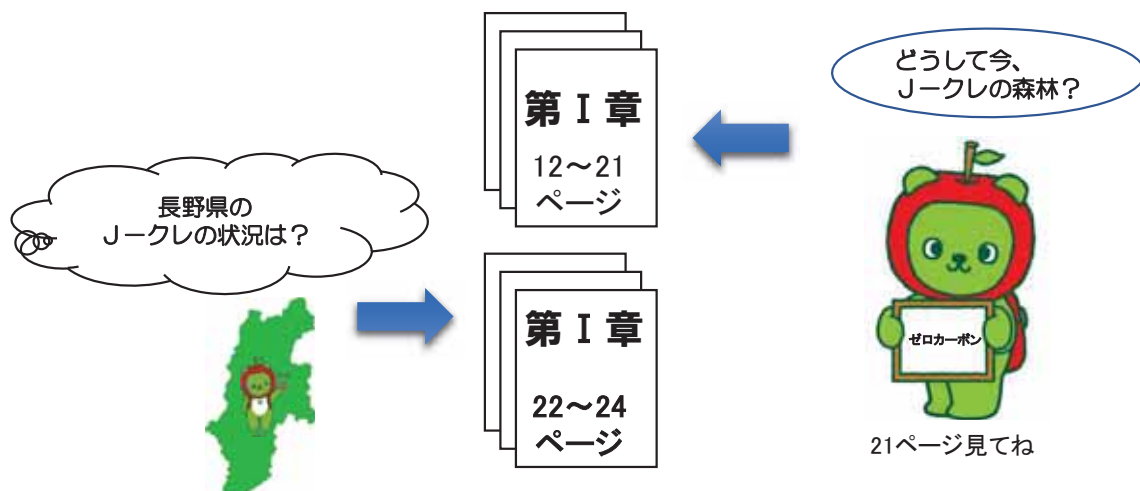
マニュアルと一緒にJークレジット制度  
事務局のホームページも確認してね



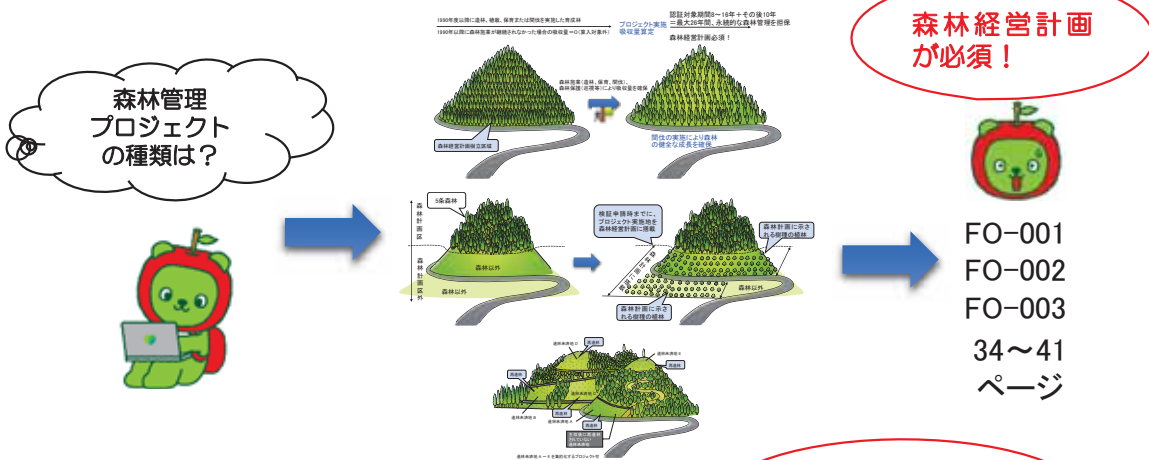
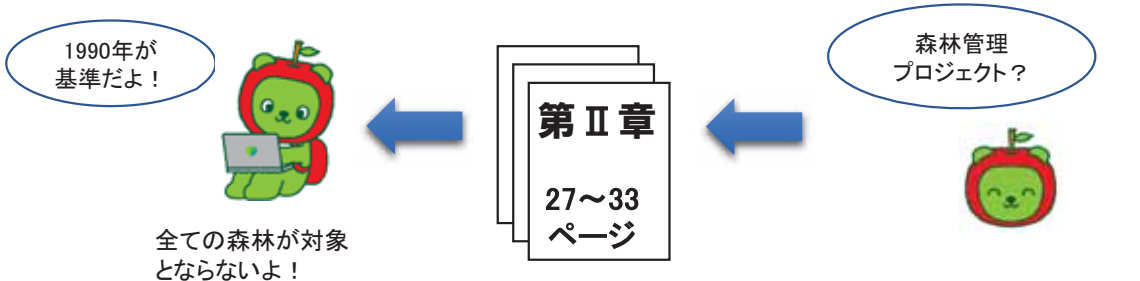
★Jークレジット制度：<https://japancredit.go.jp/>



どうして今、Jークレジットなの？



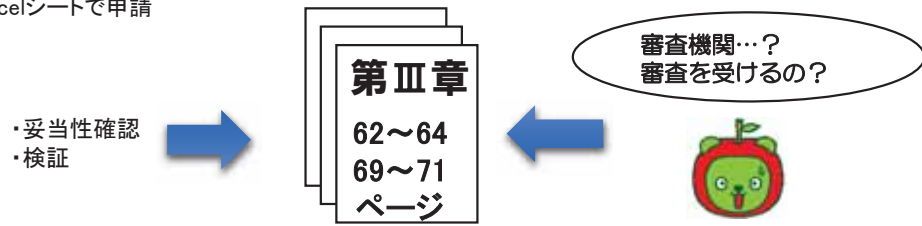
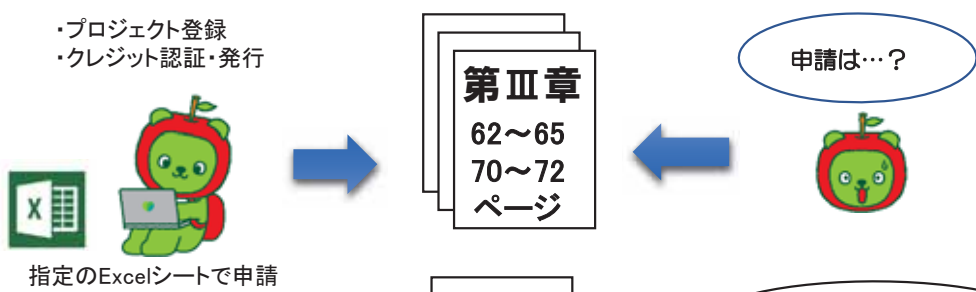
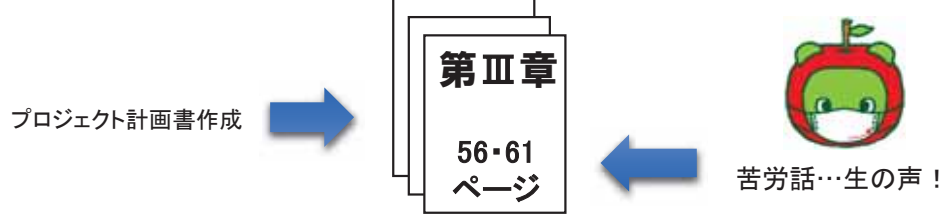
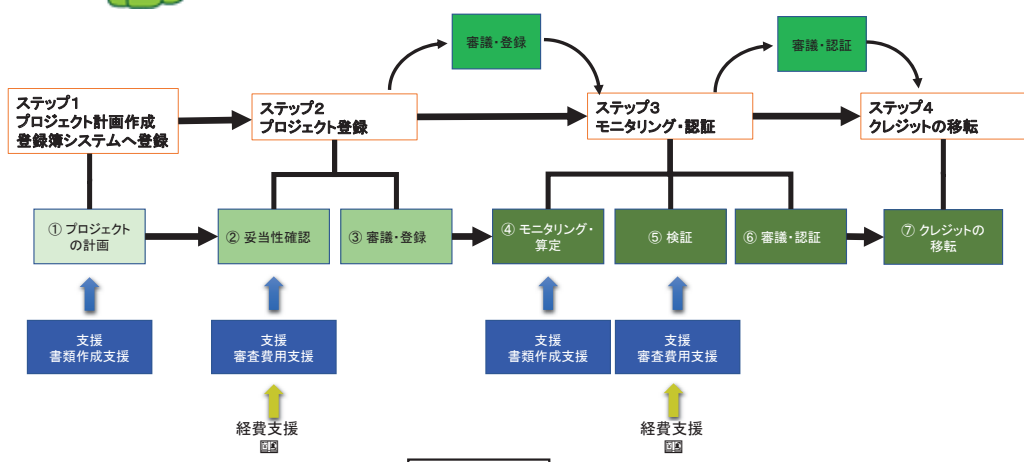
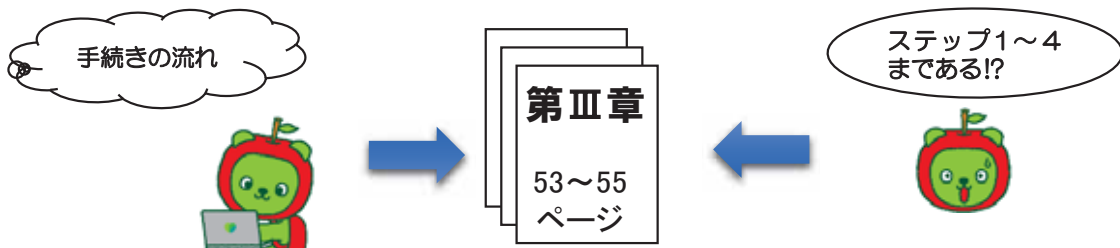
Jークレジット制度における森林



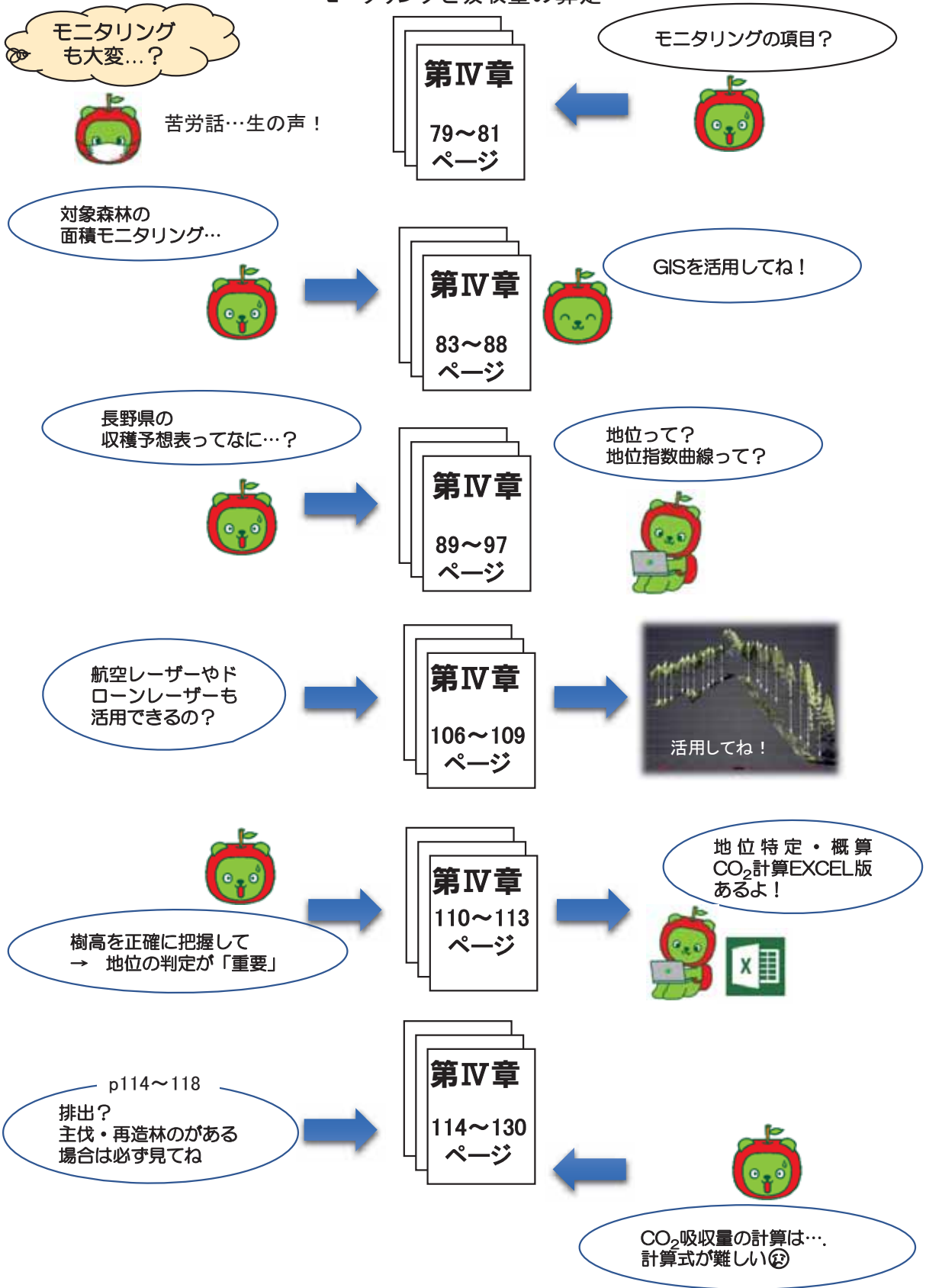
森林管理プロジェクトの検討に必要なこと



Jークレジットの手続き(申請から登録)



モニタリングと吸収量の算定



参考事例

Jークレジットの参考事例が知りたい



先進的な全国12の市町村の事例を紹介参考にしてね^^

131～144ページ

Jークレジットの運用



クレジットの発行は？



どうやって販売するの？



販売価格は  
どうやって  
決めるの？



消費税の取扱いも確認してね

申請・運用に必要な情報



必要な情報の  
入手方法は？



チェックリスト

Jークレジット申請に必要なチェックリスト



チェックリストを活用してね！



知りたい・見たいページを確認してね！





# マニュアルの作成 “2050ゼロカーボン”の実現に向けて

「～ 長野県Jークレジット創出支援マニュアル ～ 森林経営管理制度市町村支援マニュアルⅤ」（以下「本マニュアル」という。）は、平成31年4月からスタートした森林経営管理法に基づいて森林経営管理制度を運用する市町村を支援するために作成したものです。

近年、森林経営管理制度や森林環境譲与税の活用により、市町村が管理・整備する森林が増えるのと相まって、2050年度までに二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量実質ゼロを目指す長野県の“2050ゼロカーボン”の実現に向けた動きの中で、県内各地でCO<sub>2</sub>吸収の認証制度への期待が高まってきています。

森林は、国際的に認められたCO<sub>2</sub>吸収源で、地球温暖化対策として森林吸収によるCO<sub>2</sub>除去の重要性が高まっています。国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度は“Jークレジット制度”と呼ばれていますが、この制度のうち、“森林分野はJークレジット制度唯一の吸収源”となっており、対象の森林におけるCO<sub>2</sub>の吸収量を認定し、クレジット化を可能とした制度です。

このクレジットを購入することにより、削減が困難な部分の温室効果ガス排出量について、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること（カーボン・オフセット）ができます。

クレジットを販売した資金は、森林整備に充当することができ、さらなる森林整備を推進し、より多くのCO<sub>2</sub>を吸収することができます（下図）。

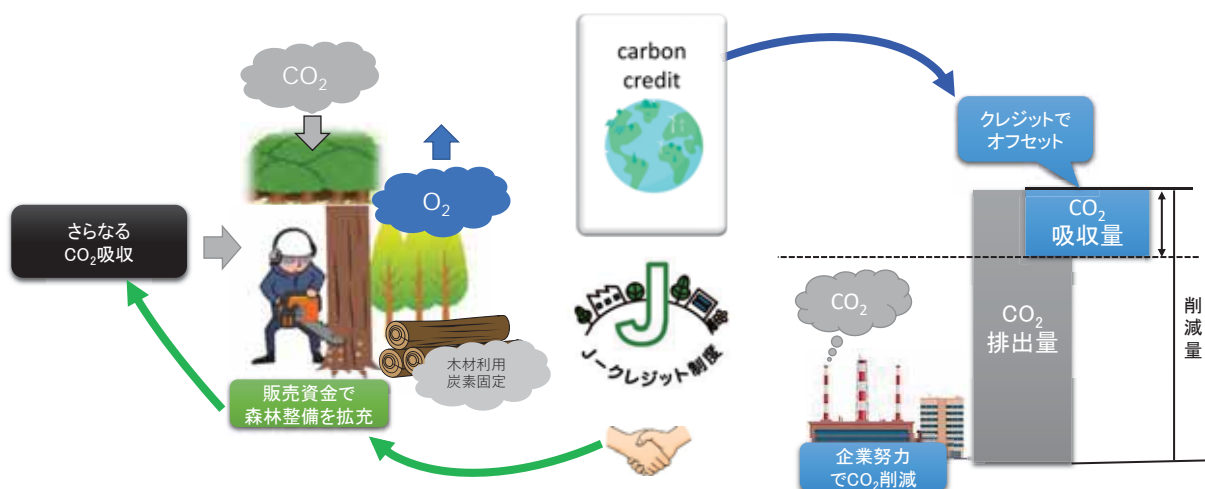


図. Jークレジット制度の森林管理プロジェクト活用によるカーボン・オフセットとクレジット資金の森林整備への拡充 → さらなるCO<sub>2</sub>吸収

※Jークレジット制度ロゴ使用許可





また、県内の森林からクレジットを創出して、県内の企業・事業者の皆さんにクレジットを購入していただくと、“CO<sub>2</sub>削減の地産地消”が可能となり、地域内循環・地域経済の活性化にもなります。

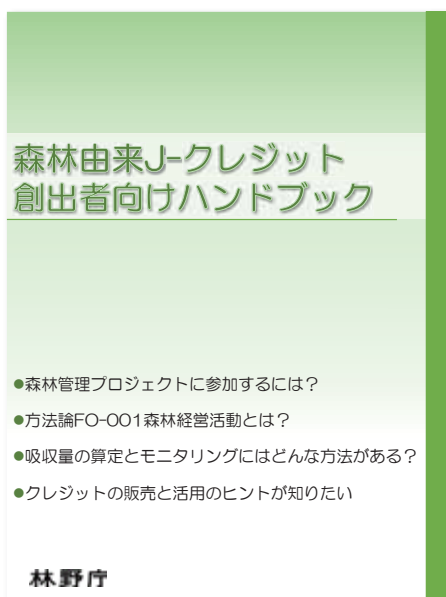
J-クレジットは長野県の“2050 ゼロカーボン”に向けた取組として、県内の森林のCO<sub>2</sub>吸収を高めるためのツールとなります。

長野県は森林資源・自然豊かな自然に恵まれています。自然豊かな信州で創出された森林由来のJ-クレジットは、CO<sub>2</sub>削減や環境活動を行う多くの企業、団体の皆さんに活用してもらえと考えています。

本マニュアルは、J-クレジット制度の概要と取得する方法、その運用等について、市町村の皆さんが取得に向けた検討や実際の申請の手助けとなることを目的として作成しました。

本マニュアルの本文及び様式は、長野県のホームページ（長野県林務部森林政策課森林経営管理制度：<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kanriseido.html>）にて掲載します。

さらに、林野庁では「森林由来J-クレジット創出者向けハンドブック」を林野庁ホームページで公開しています。本マニュアルと併せて活用ください。




林野庁ホームページ [https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/ondanka/J-credit.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/J-credit.html)

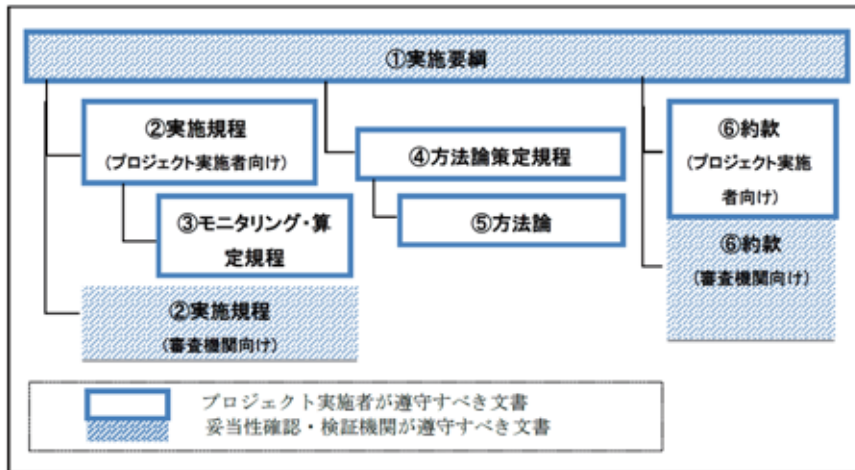




# マニュアルの適用範囲

Jークレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という）等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度で、経済産業省・環境省・農林水産省により運営されています（👉：本文 p2 参照）。

Jークレジット制度は、図-1により運用されます。本マニュアルの適用範囲は“森林管理プロジェクト”で、下記の着色した「制度文書」 によって実施しなければなりません（図-2）。



図の番号	制度文書名	
①	実施要綱	
②	実施規程	プロジェクト実施者向け
		審査機関向け
③	モニタリング・算定規程	排出削減プロジェクト用
		排出削減プロジェクト用別冊
		森林管理プロジェクト用
④	方法論策定規程	排出削減プロジェクト用
		森林管理プロジェクト用
⑤	方法論	FO-001 森林経営活動
		FO-002 植林活動
		FO-003 再造林活動
⑥	約款	プロジェクト実施者向け
		審査機関向け

※Jークレジット制度事務局ホームページ <https://japancredit.go.jp/about/rule/>を一部加筆

図-1 Jークレジット制度の運用体系及び規程等

※「プロジェクト実施者」とは、Jークレジット制度を活用する申請者のことです。



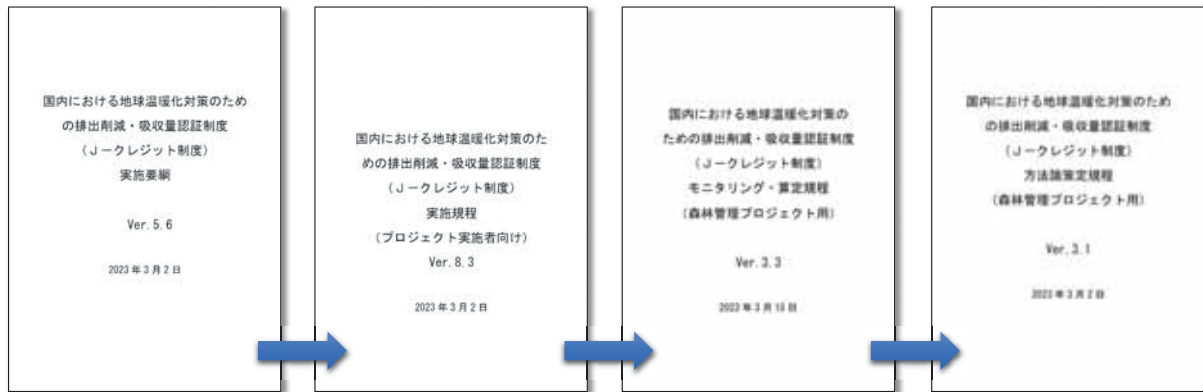


図-2 森林管理プロジェクト実施に必須の実施要綱、実施規程、モニタリング・算定規程及び方法論策定規程（2023年3月17日現在のバージョン）

- ① 実施要綱は、「Jークレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びにJークレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続」です。
- ② 実施規程（プロジェクト実施者向け）は、「プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件」です。
- ③ モニタリング・算定規程は、「方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法」です。
- ④ 方法論は、「排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等」です。
- ⑤ 約款（プロジェクト実施者向け）は、「プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で実施要綱、実施規程、モニタリング・算定規程、方法論の文書に規定された事項を遵守すべきこと」です。

また、森林管理プロジェクトにおける基本的な用語は表-1のように定められています。

表-1 森林管理プロジェクトにおける基本的な用語の定義

用語	定義
育成林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林（育成単層林）及び森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林（育成複層林）
天然生林	主として天然力を活用することにより成立し、維持する森林
森林の施業	造林（植栽、地拵え、芽かき）、保育（下刈り、つる切り、除伐、枝打ち）、間伐及び主伐
森林の保護	森林病虫害の駆除及び予防、鳥獣害の防止、火災の予防、境界確認及び森林の巡視
伐採木材	伐採され、製材用、合板用又は原料用（パルプ、木質ボード、燃料等の原料として利用される木材チップ用）として出荷される木材（原木）。なお、その他用材（枕木、電柱、くい丸太、足場丸太等）及びしいたけ原木は伐採木材に含まれない。



“森林管理プロジェクト”は、図-1に示す「⑤方法論 (methodology 📄 : p34 参照)」と呼ばれるプロジェクト分類があります (表-2、図-3)。本マニュアルはこのうちの **FO-001 森林経営活動** を主体に記載します。

表-2 Jークレジット制度の森林分野 (森林管理プロジェクト)

方法論 NO.	方法論	対象	Ver.	更新日 (改定)
FO-001	森林経営活動	森林法に基づき市町村等に認定された森林経営計画に沿って適切に施業されている森林	3.3	2023/03/17
FO-002	植林活動	2012 年度末時点で森林でなかった土地に植林されたもの (クレジット認証までに森林経営計画の策定が必要)	2.2	2017/07/26
FO-003	再造林活動	無立木地 (伐採跡地、未立木地) 及び 1 齢級 (1 年生～5 年生) の森林、第三者による再造林 (森林経営計画は不要)	1.1	2022/12/19

※Ver.は方法論のバージョン (方法論が最初に示されてから何回改訂・更新されたかを識別するための表記)

※FO-001 は 2023 年 3 月 17 日現在のバージョン

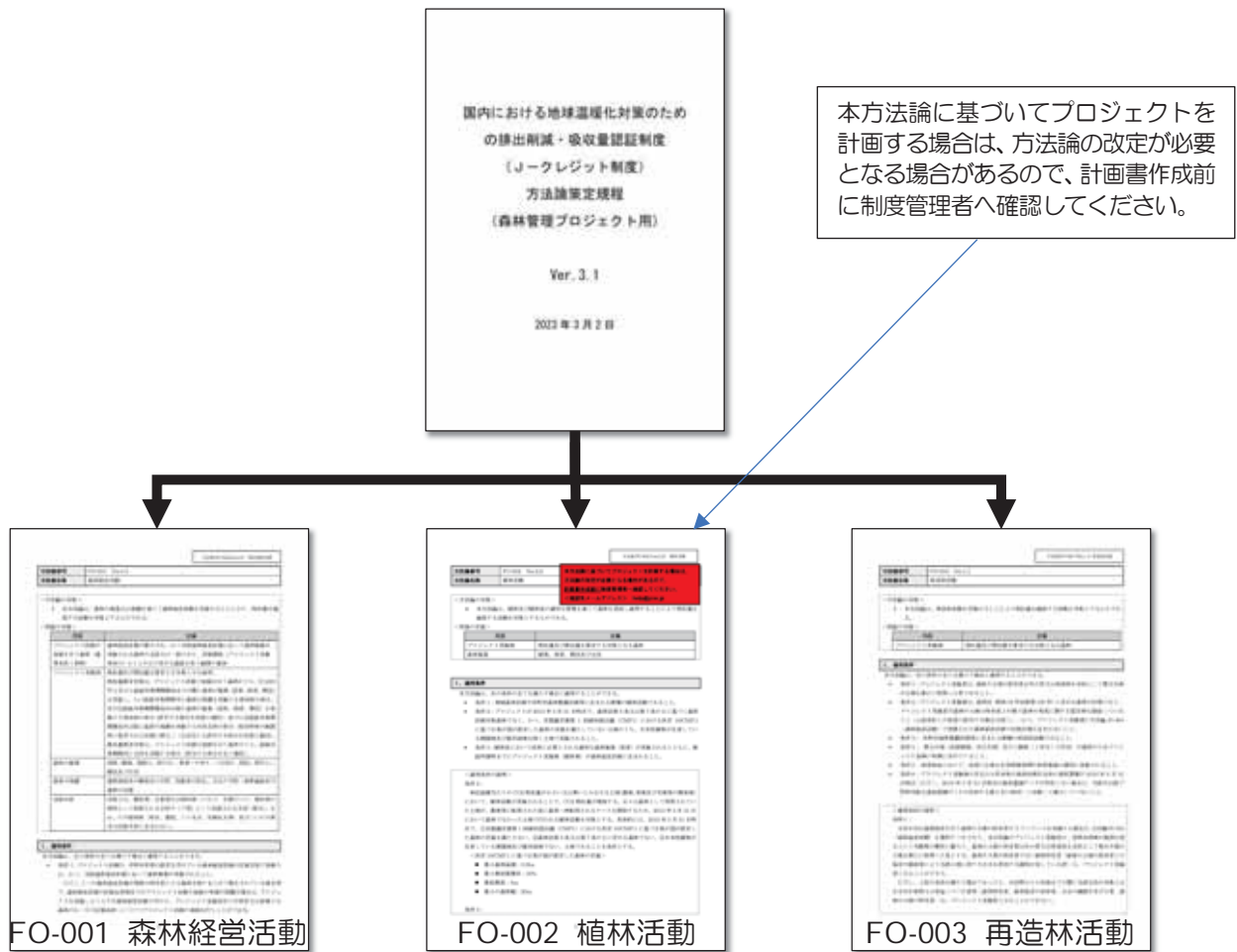


図-3 森林管理プロジェクトのプロジェクト分類 (方法論)





# マニュアルの留意点

マニュアルは、市町村有林や市町村が管理する森林、森林経営管理制度で委託された森林も対象です。



## 1. マニュアルの対象森林

本マニュアルは、市町村が所有または管理する森林（財産区有林含む）や森林経営管理制度に基づき市町村に委託された私有林も対象です（👉：p47 参照）。これらの森林においてJークレジットを取得する方法等を記載しています。私有林や団体有林等を対象とする場合は、本マニュアルを参考にしてください。

## 2. Jークレジット制度と長野県森林 CO2 吸収評価認証制度とは違う！

長野県には森林の里親制度に係る「森林 CO2 吸収評価認証制度」があります。この制度は長野県独自の制度で、CO<sub>2</sub> 吸収量を記載した長野県知事名の認証書を発行していますが、この認証書はクレジットではありませんので、取引はできません（👉：p45 参照）。Jークレジット制度と混同しないようにしてください。

また、「森林 CO2 吸収評価認証制度」とJークレジット制度を同じ森林で実施することはできません。

本マニュアルは、Jークレジット制度について記載しています。

「長野県森林CO2吸収評価認証制度」と「Jークレジット制度」は重複できない(-\_-)



## 3. Jークレジット制度の確認

本マニュアルは、令和5年（2023年）3月現在に適用される内容です。Jークレジット制度は、これまでも方法論等の改正が度々行われています。

したがって、今後、Jークレジット制度の改正により内容が変更となる場合があります。

Jークレジットについては、本マニュアルとともに必ずJークレジット制度ホームページの内容や制度文書を確認してください。

★Jークレジット制度：<https://japancredit.go.jp/>

本マニュアルは図表を多用しています。Jークレジット制度ホームページ等からも引用させていただいて使用していますが、著作権を有する図表もありますので本マニュアルからの転用はお控えください。

「Jークレジット制度」の表記では、「J」と「ー」は大文字にする決りだよ！



## 4. Jークレジット制度のCO<sub>2</sub>吸収量は遡れない！

Jークレジット制度の対象となる森林は、「1990年時点で森林でなかった場所に1990年以降に「新規植林」や「再植林」した森林。あるいは1990年以降に「森林経営」を施した森林」です（👉：p29参照）。

制度の基準年は1990年、対象森林は1990年以降に森林経営をした森林ですが、Jークレジット制度では、プロジェクト登録し、認証されてからの単年度の吸収量をカウントします。カウントできる期間を「認証対象期間」といいます（👉：p32参照）。

例えば図-4のように、2000年に間伐した森林は対象森林ですが、2023年から認証を受けて森林管理プロジェクトを実施する場合、2023年の林齢に対応するCO<sub>2</sub>吸収量をカウントします。2023年以前に遡って吸収量をカウントしたり、1990年に遡ってCO<sub>2</sub>吸収量を累積（加算）することはできません。

本マニュアルは、このJークレジット制度のCO<sub>2</sub>吸収量カウントを基本として記載しています。

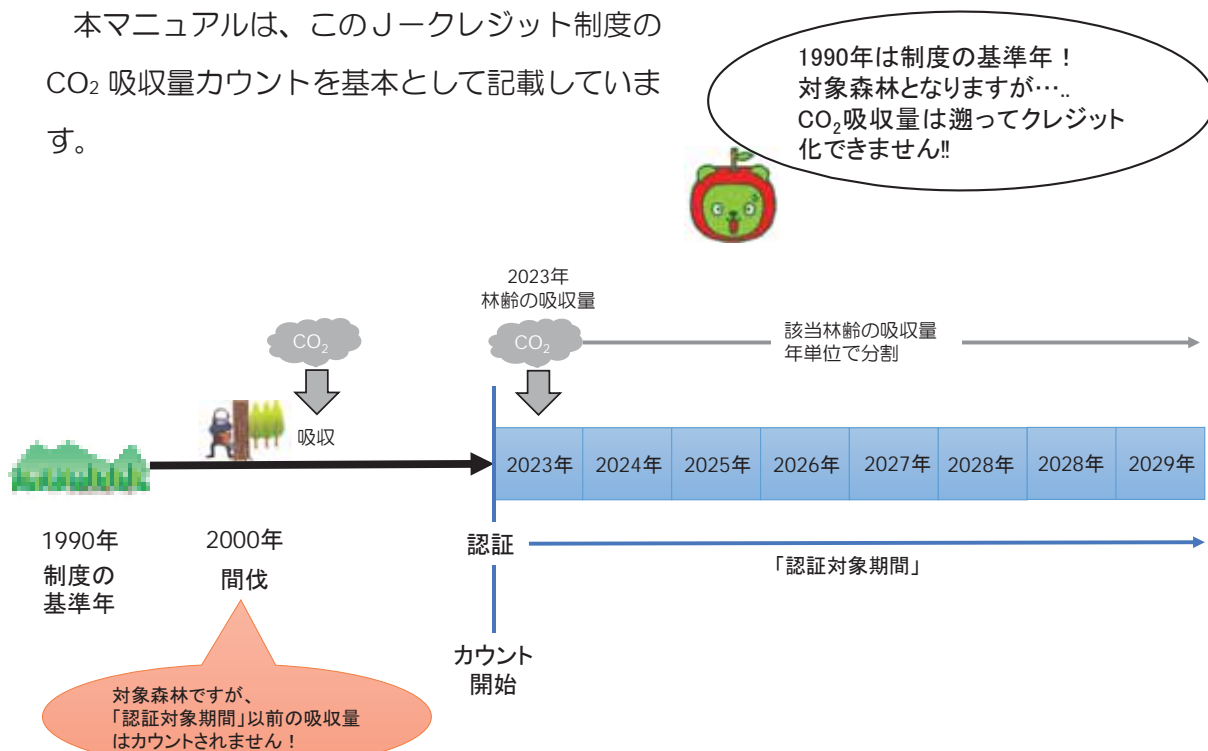


図-4 対象森林のCO<sub>2</sub>吸収量カウント（認証期間8年の場合）

勘違いや、間違った認識をする場合があるから気を付けてね🙏












# マニュアルの構成と記載方法


本マニュアルは、Jークレジット制度における森林吸収源を対象に、市町村の皆さんが行う“Jークレジットの手続き（申請）とその運用”について記載しています。

また、市町村の皆さんの参考となる全国の先進事例を紹介します。

-  **第I章 Jークレジット制度**  
 Jークレジット制度について
-  **第II章 Jークレジット制度における森林分野**  
 森林管理プロジェクトについて
-  **第III章 森林管理プロジェクトの手続き ～申請から認証～**  
 モニタリング申請について
-  **全国先進的Jークレジット事例**  
 全国の市町村有林を対象としてすでに運用している先進12事例の紹介
-  **第IV章 モニタリング方法と吸収量の算定**  
 モニタリングの方法やCO<sub>2</sub>吸収量の算定方法について
-  **第V章 Jークレジットの運用**  
 クレジットの発行、販売方法（マッチング）、運用における留意点について
-  **第VI章 Jークレジット申請・運用に必要な情報の入手先とチェックリスト**  
 市町村職員が申請・運用に必要な情報の入手先と申請のためのチェックリストを記載

Jークレジット制度ホームページに記載されている制度の概要、申請手続きの内容は分かりやすいのですが、実務において確認すべき「実施要綱」、「実施規程」、「方法論」等は、非常に専門的な用語、計算（関数）などが示されているため“取っ付き難い”と思われるがちです。その点をより分かりやすく図表を用いて記載しています。

さらに、本マニュアル作成のため、根羽村と王滝村の協力をいただいてモデル地区として、留意すべき事項や難解な項目等を洗い出し、本マニュアルに記載しています。






また、聞きなれない制度や多用されている英略語等の用語は（※n-n）を用いて各章の末尾に記載しています。さらに、実際に申請に携わった方や運用に携わっている方から教えていただいた実際の苦労話など参考となる生の声 “ ooo” を記載しています。

所々に  
アルクマが  
居ます😊





# もくじ

	知りたい・確認したいページ（マニュアルの検索）	① ～ ⑤
	マニュアルの作成 “2050 ゼロカーボン” の実現に向けて	⑥ ～ ⑦
	マニュアルの適用範囲	⑧ ～ ⑩
	マニュアルの留意点	⑪
	1. マニュアルの対象森林	⑪
	2. J-クレジット制度と長野県森林 CO2 吸収評価認証制度とは違う！	⑪
	3. J-クレジット制度の確認	⑪
	4. J-クレジット制度の CO2 吸収量は遡れない！	⑫
	マニュアルの構成と記載方法	⑬

## 第 I 章 J-クレジット制度

I-1	J-クレジット制度とは	2
I-1-1	J-クレジット制度	2
I-1-2	J-クレジット制度における用語	3
I-1-3	J-クレジット制度の原則	5
I-1-4	クレジットとは？	6
I-1-5	J-クレジットの創出者と購入者	7
I-1-6	J-クレジット制度の分野及び方法論	7
I-2	J-クレジット活用のメリット	8
I-2-1	創出者＝プロジェクト実施者	8
I-2-2	購入者	9
I-2-3	長野県地球温暖化対策条例に基づく事業活動温暖化対策 計画書制度におけるJ-クレジットの活用	10
I-3	知っておきたいカーボン・オフセット	12
I-3-1	カーボン・オフセットとは？	12
	カーボン・オフセットの定義	12
I-3-2	カーボン・オフセットの取組	13
	県内の森林吸収源J-クレジットを用いた事例	14
I-3-3	カーボン・オフセットとJ-クレジット	14
I-4	なぜ…今“J-クレジット（森林分野）”なのか？	16
I-4-1	“カーボンニュートラル”の波	16
I-4-2	SDGs と知っておきたい ESG	17
	ESG投資・ESG経営	18
I-4-3	ESG とJ-クレジット	20
	長野県ゼロカーボン戦略	21
I-5	長野県におけるJ-クレジット制度（森林分野）の動向	22
I-5-1	県内既存のJ-クレジット森林分野	22
I-5-2	県内市町村のJ-クレジット森林分野の状況	22
I-5-3	県内市町村のJ-クレジット森林分野の動向と期待	24
第 I 章	参考	25







## 第Ⅱ章 Jークレジット制度における森林分野

Ⅱ-1	森林分野（森林管理プロジェクト）	・・・	28
Ⅱ-1-1	なぜ森林管理プロジェクトが必要か？	・・・	28
	CO <sub>2</sub> 吸収源の対象となる森林	・・・	29
Ⅱ-1-2	森林管理プロジェクトの特徴（特別措置）	・・・	30
Ⅱ-1-3	重要な要件「追加性」	・・・	31
	「追加性」の改正	・・・	31
Ⅱ-1-4	重要な要件「永続性」	・・・	32
Ⅱ-1-5	クレジットの認証・発行を受けられる期間	・・・	32
	「算定対象の期間」を理解することが重要！	・・・	33
Ⅱ-2	森林管理プロジェクトの種類（方法論）	・・・	34
Ⅱ-2-1	3つの方法論	・・・	34
Ⅱ-2-2	FO-001 森林経営活動	・・・	35
	FO-001算定方法の見直し・・・主伐・再造林が計上しやすくなった	・・・	35
	再確認 → 森林経営計画	・・・	39
Ⅱ-2-3	FO-002 植林活動	・・・	39
Ⅱ-2-4	FO-003 再造林活動	・・・	40
Ⅱ-3	Jークレジット取得を計画するまえに…	・・・	42
Ⅱ-3-1	市町村がJークレジットを検討するにあたって	・・・	42
Ⅱ-3-2	儲かるかどうか…わからない！？	・・・	43
Ⅱ-3-3	ビジョンが必要	・・・	43
Ⅱ-3-4	パートナーは地元？	・・・	43
Ⅱ-3-5	目に見えない商品「市場流通型」のクレジット	・・・	44
Ⅱ-3-6	時間軸を十分検討する	・・・	44
Ⅱ-3-7	長野県森林CO <sub>2</sub> 吸収量評価認証制度とは重複できない	・・・	45
	長野県森林CO <sub>2</sub> 吸収量評価認証制度	・・・	45
Ⅱ-3-8	制度の逸脱行為を行った場合	・・・	46
Ⅱ-3-9	森林経営管理制度に基づき委託された私有林も Jークレジットの対象になる！	・・・	47
Ⅱ-3-10	森林管理プログラムの留意点	・・・	48
	育成林と天然生林とは……	・・・	50
	天然生林のCO <sub>2</sub> 吸収量・・・？	・・・	51
第Ⅱ章	参考	・・・	52


## 第Ⅲ章 森林管理プロジェクトの手続き ～申請から認証～

Ⅲ-1	手続きの流れ	・・・	54
Ⅲ-1-1	プロジェクト手続きの概要	・・・	54
Ⅲ-1-2	プロジェクト実施者の手続き	・・・	55
Ⅲ-2	ステップ1 プロジェクト計画書作成	・・・	56
Ⅲ-2-1	方法論の選択	・・・	56
	全国事例調査の生の声……②	・・・	56
Ⅲ-2-2	プロジェクト計画書の作成	・・・	57
Ⅲ-2-3	プロジェクト計画書の様式と内容	・・・	57
	プロジェクト申請は大変(-_-)	・・・	60



 プロジェクト名称は重要！	61
<b>Ⅲ-3 ステップ2 プロジェクト登録</b>	<b>62</b>
Ⅲ-3-1 妥当性確認	62
Ⅲ-3-2 妥当性確認機関の選定	62
 審査機関の選び方	63
Ⅲ-3-3 妥当性確認の受審	64
 審査機関とのやり取りも大変..... <sup>④</sup>	64
Ⅲ-3-4 プロジェクト登録の申請	64
 妥当性確認報告書	65
Ⅲ-3-5 制度管理者への提出（電子申請とその後）	65
<b>Ⅲ-4 ステップ3 モニタリング・認証</b>	<b>66</b>
Ⅲ-4-1 モニタリングの実施	66
Ⅲ-4-2 モニタリング報告書の作成	66
Ⅲ-4-3 検証の受審	69
 検証報告書	70
Ⅲ-4-4 認証の申請	70
Ⅲ-4-5 計画変更を伴う場合	71
<b>Ⅲ-5 ステップ4 クレジットの移転</b>	<b>73</b>
Ⅲ-5-1 口座の開設	73
Ⅲ-5-2 クレジット移転	73
<b>Ⅲ-6 申請支援と費用</b>	<b>74</b>
Ⅲ-6-1 制度事務局の支援	74
 支援（支援金）は固定ではない！	74
Ⅲ-6-2 プロジェクト登録時： プロジェクト計画書の作成支援（書類作成支援）	75
Ⅲ-6-3 プロジェクト登録時： 妥当性確認の費用支援（審査費用支援）	76
Ⅲ-6-4 クレジット認証時： モニタリング報告書作成支援（書類作成支援）	77
Ⅲ-6-5 クレジット認証時： 検証の費用支援（審査費用支援）	77
 CO <sub>2</sub> 吸収量100t-CO <sub>2</sub> 以上の面積？	78
Ⅲ-6-6 妥当性・検証費用	78
 申請費用の予算取り <sup>⑤</sup>	78

## 第Ⅳ章 モニタリング方法と吸収量の算定













<b>Ⅳ-1 森林管理プロジェクトのモニタリング項目と流れ</b>	<b>80</b>
Ⅳ-1-1 用語とモニタリング項目	80
 モニタリングは大変（-_-）	81
Ⅳ-1-2 モニタリングエリア	82
<b>Ⅳ-2 面積（対象森林）のモニタリング</b>	<b>83</b>
Ⅳ-2-1 面積確定の測量	83
Ⅳ-2-2 測定機器	84
Ⅳ-2-3 実測データを使用した森林GIS情報等として管理 されている場合	84
Ⅳ-2-4 精度	85










 座標値3m以下の精度？	85
IV-2-5 面積の確定	85
<b>IV-3 森林の施業または保護の実施状況のモニタリング</b>	<b>86</b>
IV-3-1 森林の施業の実施状況	86
IV-3-2 森林の保護の実施状況	88
<b>IV-4 幹材積成長量及び幹材積量のモニタリング</b>	<b>89</b>
IV-4-1 吸収量算定のための幹材積成長量のモニタリング	89
 収穫表作成システムLYCSとは？	91
 現実林分材積と森林簿材積の差	93
IV-4-2 排出量算定のための主伐時の幹材積の読み取り方	94
IV-4-3 再生林の林分に係る標準伐期齢等に相当する幹材積の読み取り方	94
IV-4-4 容積密度、拡大係数及び地下部率等のモニタリング	95
<b>IV-5 地位のモニタリング</b>	<b>96</b>
IV-5-1 地位とは	96
 地位	96
IV-5-2 モニタリングプロットを設定する小班の決定	98
IV-5-3 モニタリングプロットにおける調査	103
IV-5-4 航空レーザー成果を用いる場合	106
<b>IV-6 地位の特定</b>	<b>110</b>
IV-6-1 地位の特定	110
IV-6-2 長野県内における地位指数曲線と代入方法	111
IV-6-3 収穫予想表に樹高が掲載されていない地位の特定	112
IV-6-4 再生林された林分が標準伐期齢等に達するまでの地位の特定	113
<b>IV-7 伐採木材出荷量・製材等のモニタリング</b>	<b>114</b>
IV-7-1 原木の出荷量	114
IV-7-2 製材、合板及び最終木材製品への加工	115
IV-7-3 木材の密度及び炭素含有率等	116
<b>IV-8 認証される期間とモニタリング期間</b>	<b>119</b>
IV-8-1 吸収量が認証される期間	119
IV-8-2 個々の森林施業または保護による吸収量のモニタリング期間	120
<b>IV-9 CO<sub>2</sub>吸収量の計算</b>	<b>121</b>
IV-9-1 吸収量算定時の小数点の取扱い	121
 方法論は難しい.....	121
IV-9-2 吸収量算定の全体像	121
IV-9-3 吸収量算定 (FO-001 森林経営活動)	122
 CO <sub>2</sub> 吸収量の概算を知りたい！	125
IV-9-4 吸収量算定 (FO-002 植林活動)	127
IV-9-5 吸収量算定 (FO-003 再生林活動)	128
IV-9-6 森林管理プロジェクトにおける排出に係る算定ルールの考え方	129
第IV章 参考	130



全国先進的Jークレジット事例

	北海道中標津町	.....	132
	北海道美深町	.....	133
	秋田県横手市	.....	134
	福島県喜多方市	.....	135
	群馬県川場村	.....	136
	長野県木曾町	.....	137
	三重県松阪市	.....	138
	岡山県津山市	.....	139
	岡山県西粟倉村	.....	140
	鳥取県日南町	.....	141
	島根県飯南町	.....	142
	長崎県対馬市	.....	143

V章 Jークレジットの運用

<b>V-1</b>	<b>クレジットの発行と使用</b>	.....	<b>146</b>
V-1-1	クレジットの認証と発行	.....	146
V-1-2	申請手続き注意事項	.....	146
V-1-3	クレジット管理用口座開設までの流れ	.....	146
	“Jークレジット登録簿システム”の操作	.....	147
V-1-4	制度記号・クレジット種別・クレジット認証番号	.....	148
V-1-5	クレジットの移転	.....	149
<b>V-2</b>	<b>クレジットの販売</b>	.....	<b>150</b>
V-2-1	クレジットの売却方法（売手）	.....	150
V-2-2	相対取引	.....	151
V-2-3	委託取引	.....	151
	地域の銀行等によるコーディネート	.....	152
<b>V-3</b>	<b>運用における留意点</b>	.....	<b>153</b>
V-3-1	クレジットの価格設定	.....	153
	販売価格に消費税を加算する？	.....	154
	販売先が見つからない..... 	.....	155
V-3-2	販売先の確保	.....	155
	自治体への販売を期待しても..... 	.....	155

第VI章 Jークレジット申請・運用に必要な情報の入手とチェックリスト

<b>VI-1</b>	<b>申請に必要な森林情報の入手先</b>	.....	<b>157</b>
VI-1-1	森林情報	.....	157
VI-1-2	森林情報一覧	.....	162
<b>VI-2</b>	<b>運用における情報</b>	.....	<b>163</b>
VI-2-1	温対法の特出排出者コード参照方法	.....	163
VI-2-2	省エネ法の特出排出事業者の参照方法	.....	166
第VI章	参考	.....	167

チェックリスト

事前準備チェックリスト	.....	169
プロジェクト登録申請 チェックリスト	.....	170
モニタリング チェックリスト	.....	171
クレジット認証申請 チェックリスト	.....	172

